

工事概要

- 工事名称 野田きゅう舎散水用井戸ポンプ改修工事
- 工事場所 さいたま市緑区上野田696
- 工事期間 契約締結の日から令和4年3月31日まで
- 工事内容 井戸改修工（ブラッシング、スワビング、浚渫）、水中TVカメラ調査、新設水中ポンプ据付（ポンプ仕様：50A×3.7kW×200V、設置深さ約50m）井戸仕様：1500mm×120m、制御盤等は既設再使用

建設工事仕様等

共通仕様

図面及び現場説明書（現場説明に対する質問解答書を含む）に記載されていない事項は、すべて埼玉県機械設備工事特別共通仕様書、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（機械工事設備編）」及び国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（機械工事設備編）」による。

設計図書の優先順位は次のとおりとする。

- 1 現場説明書（現場説明に対する質問回答を含む）
- 2 特記仕様書（図面に記載された特記事項を含む）
- 3 図面
- 4 埼玉県機械設備工事特別共通仕様書
- 5 公共建築改修工事標準仕様書（機械工事設備編）
- 6 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）

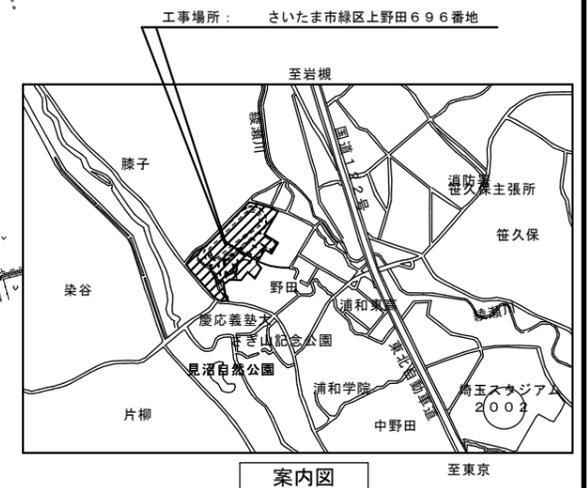
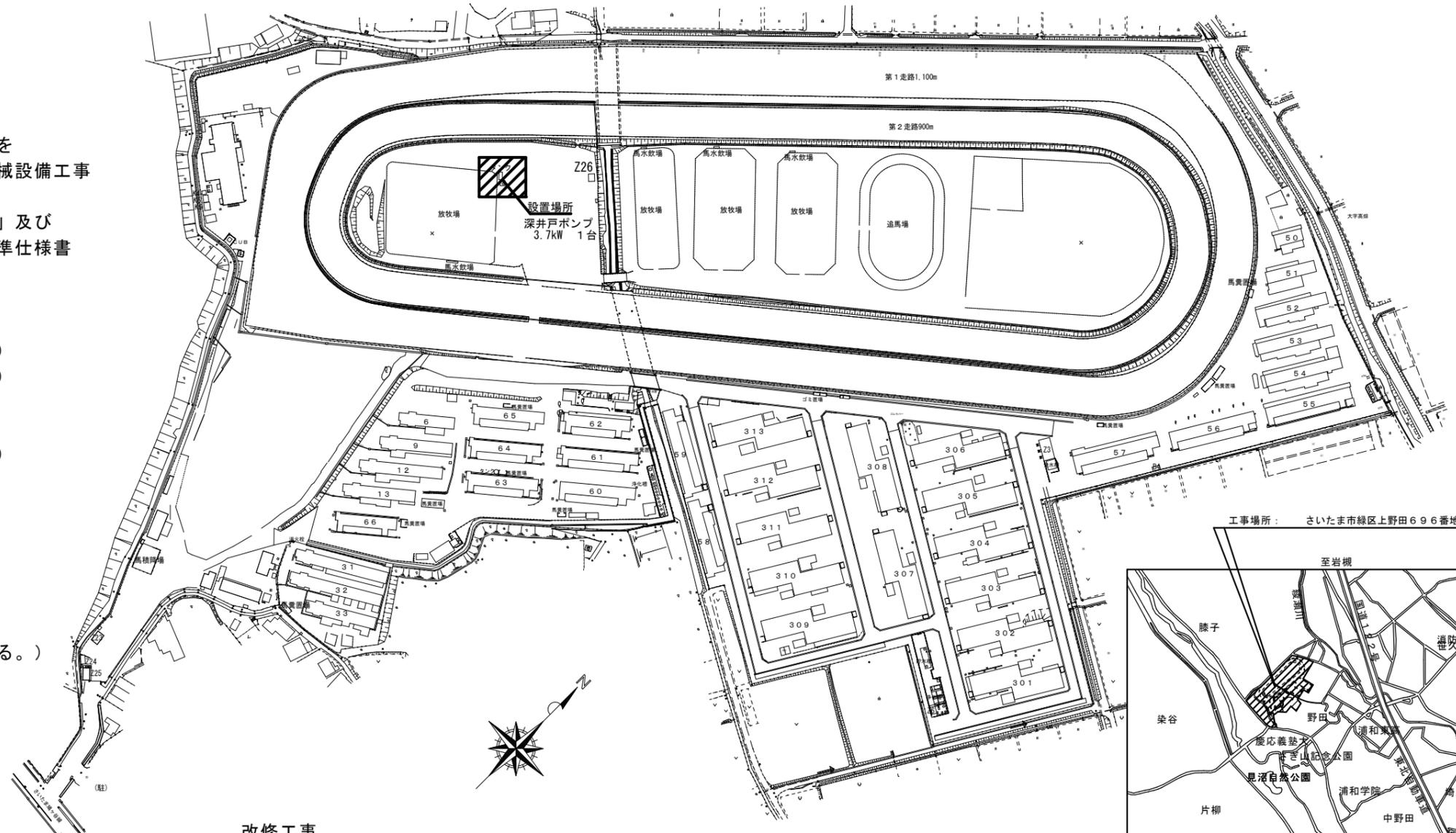
特記仕様（項目は、番号に○の付いたものを適用する。）

一般共通事項

- ① 適用基準
 - 埼玉県建築工事写真作成要領（写真はカラーとする。）
- ② 火災保険等
 - 種類 火災保険又は工事保険等
 - 期間 契約日より竣工引き渡しの日まで
- 3 技能士
 - 技能士により施工させること（該当の場合）
- ④ 発生材の処理
 - 構外に搬出し、適正に処理する。
- ⑤ 監督員の検査、立会
 - 材料の搬入時等適宜検査・立会を求め、記録写真を作成すること。
- ⑥ 建設副産物実態調査への協力
 - 建設副産物実態調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力を行う。また、工事完成後においても同等とする。

仮設工事

- ① 工用水
 - 構内既存の施設 ○利用できる（・有償○無償）・利用できない
- ② 工用電力
 - 構内既存の施設 ○利用できる（・有償○無償）・利用できない



改修工事

- ① 改修工事
 - 1 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、マニフェストにより適正に処理すること。
 - 2 使用資材等は、参考数量の名称及び摘要の項目を参考に選定し、事前に監督員の承認を受けること。
- ② その他
 - 1 新規調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努めること。
 - 2 監督員事務所は設置しないものとする。

工事名称	野田きゅう舎散水用井戸ポンプ改修工事	
図面名称	案内図・配置図・工事概要	縮尺
		図面番号